

UA ニュース

www.amnesty.or.jp

アムネスティ・インターナショナル日本 UA センター

AMNESTY
INTERNATIONAL



発行 2017年5月25日

昨年ライティングマラソン最終レポート

ライティングマラソンは、14年連続で成果を拡大していくことがわかりました。昨年のアクション数は、前年比24%を超える4,660,774件となりました（まだ未集計の部分もあり、実数はさらに増えます）。支部単位でも60%の支部で前年を上回りました。また、世界のキャンペーン参加者数は、少なくとも140万人となりました。このうち初めてアムネティに参加した人は、43%でした。

キャンペーンが生んだ個別成果も報告されています。例えば、エジプトで不当逮捕され、C型肝炎を患っている報道カメラマンのショーカンさん。彼は残念ながら未だ獄中ですが、医者の診療を受けられるようして欲しいという私たちの要請に沿って12月に病院で検査を受けることができました。

またアルビノ（色素欠乏症）のアルフレッドさんのために行ったマラウイへのアクション関連では、マラウイの複数の公立病院や医療センターに日焼け止めが配布されていることがわかりました。アルビノの人たちには、日焼け止めローションの入手は難しく、これまでわずか2つの病院だけだったということです。

ライティングマラソンで私たちが与えた影響の大きさは、年々広がっています。次回はさらにいい結果を期待しましょう。参加された皆さん、大変お疲れ様でした！



フィリピン：取り調べでの拷問を許さない

アルフレダ・ディスバロさんは2013年、薬物の売人の疑いをかけられ、警察に拘束・連行されました。その後の数日間の取り調べで、すさまじい暴行を受けたのです。顔や腹部を拳やこん棒で殴りつけ、口中にこん棒を突っ込み、頭部を壁面に叩きつけるなどです。

後日、家族が国家人権委員会に拷問を申し立て、専門家による鑑定で拷問の事実が確認されました。さらに同委員会は拷問を働いた刑事に対する告訴を勧告するか否か、検討すると発表しました。

2014年6月には、国家警察の総務局が首席監察官主導で調査に乗りりました。首席監察官を動かした要因の一つにアムネティの活動家から届いた手紙だったといいます。調査の結果、ディスバロさんの暴行に関わった二人の幹部刑事が特定され、降格処分を受けました。

一方今年4月、オンブズマン事務所は、警察幹部2人を拷問防止法に違反したとして刑事告訴を勧告しました。弁護団によると、刑事告訴されるのは時間の問題で、まもなく審理が始まることが期待されています。



拷問反対を訴えるアムネスティの活動家たち（ロンドンのフィリピン大使館前にて）

この3年間で、アムネスティで活動する人たち2000人以上が当局へのアクションに参加しましたし、ディスバロさんへの激励メッセージも週百通が刑務所に届けられました。密室の取り調べで拷問を加えた刑事の責任の所在が明らかになりつつあるのは、私たちの活動の勝利です。活動に参加していただいたすべての人のおかげです。深く感謝します！

UA ニュース

www.amnesty.or.jp

アムネスティ・インターナショナル日本 UA センター

AMNESTY
INTERNATIONAL



発行 2017年5月25日

アルゼンチン：流産女性に無罪判決

3月、アルゼンチンのトゥクマン州最高裁は、病院で流産したことから実刑8年を受けて控訴していたベレンさん(27才)に無罪を言い渡しました。

昨年3月、ベレンさんは激しい腹痛と腰からのひどい出血で病院に駆け込み、医師に22週間の胎児を流産したと告げられました。ベレンさんは、妊娠していたことに気づかなかつたといいます。その後、病院の職員が、トイレで胎児を発見し、何の根拠もなく「ベレンさんの子だ」と通報したため、ベレンさんは駆けつけた警察に中絶容疑で逮捕されました。

その後、起訴され、2年間も勾留された上、昨年4月、殺人罪で実刑8年の判決を受けました。ベレンさんはこれを不服として控訴し、アムネスティも他団体と無実を訴えるキャンペーンを展開しました。そしてこの3月、州最高裁は証拠不十分で殺人罪は恣意的だとして、無罪を言い渡しました。

UAのアクションなどで支援いただいたみなさんには深く感謝します。アムネスティは、これからも女性の権利を守るために闘っていきます。

イラン：映像クリエーターを仮釈放

イスラム教への侮辱などの容疑で逮捕され実刑判決を受けていた映像クリエーターのキーワン・カリミさんが4月中旬、仮釈放されました。

カリミさんは昨年10月、自身のパソコンに入っていたミュージックビデオが宗教侮辱罪に当たるとして起訴されました。そして不当な審理により、6年の実刑を受け、さらに根拠もなく「ふしだらな行為があった」としてむち打ち223回の刑を言い渡され、昨年11月から収監されていました。アムネスティは、カリミさんは何の罪もない「良心の囚人」であり、処罰は不当だとして、釈放に向けた活動をしてきました。

そして4月、控訴裁判所はむち打ち刑と実刑に執行猶予6ヶ月がつく判決をくだしました。判決後、仮釈放されました。10月末まで保護観察下にあるため、今後も本件を注視していきます。

米国：精神障がいのワードさんの死刑執行を停止

4月17日に予定されていたブルース・ワードさんの死刑執行が停止されました。

連邦最高裁は1986年、心神喪失で、刑罰の理由も刑罰そのものも理解できない死刑囚に対する執行を禁止する命令を下しています。また2007年には、精神疾患による過度の妄想がある死刑囚は、犯罪と刑罰の関係を把握していないため、刑罰を科す意味がない、と主張しています。心理状態の報告書や前弁護団の宣誓供述書、刑務所の医療記録などを陳情書に添えて提出していました。また、刑罰を受ける理由を理解できない精神障がい者への死刑の執行は、憲法違反だと主張してきました。

弁護団は4月13日、州最高裁に執行停止を求める請願書を提出しました。翌日、州最高裁は、執行の停止を命じました。これに対して州は、停止命令の再考を求めましたが、同最高裁は4月17日、執行停止命令を再度確認しました。

アムネスティでも米国と世界でUAやキャンペーンを行い、ワードさんの執行は不當でありその停止を求めてきました。今回の判決は、まさにその活動の成果だと言えます。

当局に執行停止の要請文を送って下さった皆さん、ありがとうございました。

UA ニュース

発行:アムネスティ・インターナショナル日本

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 2-12-14 晴花ビル 7F

TEL:03-3518-6777 FAX:03-3518-6778

E-mail: uaoffice@amnesty.or.jp

UA 年会費 3000 円

郵便振替 00120-9-133251

加入者名 公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本